

平成29年10月31日

第11回 定総例会

# 会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

## 第11回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日間 平成29年10月31日(火)

### 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	57	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	58	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
4	59	農地法第3条許可申請について
5	60	農地法第5条許可申請について
6	61	農用地利用集積計画の調整について
7	62	耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

### 3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
10月31日	午前9時00分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第7号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進員別
会長	1番	沖園 強	農業委員
	2番	原田 克子	農業委員
	3番	俵積田 広昭	農業委員
	4番	眞茅 文男	農業委員
	5番	鮫島 裕次	農業委員
	6番	水野 正子	農業委員
	7番	楠 義嗣	農業委員
	8番	天達 範隆	農業委員
	9番	中原 敬彦	農業委員
会長代理	10番	畑野 真人	農業委員
	11番	篠原 正	農地利用最適化推進員
	12番	俵積田 正康	農地利用最適化推進員
	13番	有村 貞雄	農地利用最適化推進員
	14番	桑原 和英	農地利用最適化推進員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長	永 江 靖 博
農地係参事補	前 原 光 博

議長 平成 29 年第 11 回農業委員会を本日招集しましたところ、出席委員 14 名で定足数に達しておりますので只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しましたのでご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名いたします。

10 番畑野委員，11 番篠原委員に、お願いいたします。

日程第 1 号，会期についてを議題といたします。

おはかりいたします。

本委員会の会期は，本日 1 日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，本委員会の会期は，本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号，農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを，議題といたします。

それでは，議案内容について，事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 57 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

議案書は 1 ページから 10 ページになります。大字，字，地番等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 41 号から 52 号までは，耕作者変更のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん外 2 名，利用権設定をした者〇〇〇〇さん外 11 名です。

整理番号 53 号から 65 号までは，中間管理事業による利用権の種類の変更のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん外 9 名，利用権設定をした者〇〇〇〇さん外 12 名です。

畑が 81 筆で 120,683 m<sup>2</sup>です。

この件は農地法第 18 条第 6 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 2 号，農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についての，整理番号 41 号から 65 号については報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，議案第 57 号については，報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 3 号，あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

それでは，議案内容について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号議案第58号あっせん譲り受け等候補者名簿への新規登載について説明いたします。

議案書は11ページになります。

名簿登録番号〇〇地区33号、農事組合法人〇〇〇〇は茶専門型の認定農家で経営面積は1,624aです。農業労働力は2名です。

以上は、担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において、計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲り受け等候補者名簿に新規登載するものです。

以上です。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第3号、あっせん譲り受け等候補者名簿への新規登載については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第58号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第4号、農地法第3条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は8件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号21号

整理番号21号の申請地は、〇〇町〇〇番、畑、1620㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、自営業、69歳、鹿児島市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、82歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号21号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号21号の申請地については15ページに掲載してあります。

申請地は、〇〇町・〇〇〇〇の東側に隣接しております。

整理番号21号においては、いづれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

整理番号22号から26号

整理番号22号から26号までは、譲受人が同一であり、申請地が連続していることから、関連がありますので、一括して、ご説明申し上げます。

整理番号22号の申請地は、〇〇町〇〇番、田、247㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、89歳、〇〇町にお住まいです。

整理番号23号の申請地は、〇〇町〇〇番、田、249㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、76歳、〇〇町にお住まいです。

整理番号24号の申請地は、〇〇町〇〇番〇〇、田、130㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、93歳、〇〇町にお住まいです。

整理番号25号の申請地は、〇〇町〇〇番〇〇、田、360㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、76歳、〇〇町にお住まいです。

整理番号26号の申請地は、〇〇町〇〇番、田、486㎡・〇〇町〇〇番〇〇、田、386㎡、合計872㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、73歳、高知市にお住まいです。

これらすべての譲受人は、〇〇〇〇さん、建設業兼農業、68歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号22から26号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号22から26号の申請地については17・18ページに掲載してあります。

申請地は、〇〇町・〇〇〇〇より西側約300mに位置しております。

整理番号22から26号においては、いずれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

整理番号27号

整理番号27号の申請地は、〇〇町〇〇番、畑、2865㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、77歳、大阪市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、72歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号27号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号27号の申請地については24・25ページに掲載してあります。

申請地は、〇〇〇〇の茶工場から南東側へ約250mの〇〇畑かん地区内に位置します。

整理番号27号においては、いずれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

整理番号28号

整理番号28号の申請地は、〇〇町〇〇番、畑、268㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、87歳、〇〇町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、52歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号 28 号については調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号 28 号の申請地については 27 ページに掲載してあります。

申請地は、〇〇〇〇茶処理加工施設の南側道路向に位置します。

整理番号 28 号においては、いずれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、説明を終わります。

議長 続きまして、地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

まず、整理番号 21 号を原田委員お願いします。

2 番（原田委員）整理番号 21 号について報告いたします。

10 月 15 日に譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は〇〇集落で茶の専業農業者です。

譲渡人は鹿児島市内に在住で、農業に従事していません。

譲受人と譲渡人はいここです。

位置関係は事務局の説明のとおりです。

申請地周辺は、北側に茶工場・茶畑、西側と南側は市道、東側は宅地です。一部は遊休農地です。

周辺農地も同様の営農であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。

議長 続きまして、整理番号 22 号から 26 号を鮫島委員お願いします。

5 番（鮫島委員）整理番号 22 号から 26 号、鮫島委員。

整理番号 22 号から 26 号までは、事務局の説明とおり、関連がありますので、一括して、報告します。

10 月 13 日に譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は〇〇地区で甘しょなどを栽培しております。

譲渡人は高齢であったり、市外に居住していたり、農業に従事していません。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地周辺は、北側は道路、南側は山林であり水路が設置してあります。東側は田、西側は耕作放棄された田です。

申請地は現在、遊休農地となっておりますが、盛土をし、甘しょ畑にするとのこと

です。

取得後は、周囲と一体となって営農を行う計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

以上です。

議長 続きまして、整理番号 27 号を中原委員お願いします。

9 番（中原委員）10 月 15 日、譲受人の〇〇〇〇さんの立会いのもと、現地確認を行いました。

譲受人は〇〇集落の茶業専業農業者です。

位置関係は事務局の説明のとおりです。

申請地周辺は、北側および南側は茶園、西側および東側は道です。

現在茶園になっておりまして、周辺農地も同様の営農であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われます。

以上で終わります。

議長 続きまして、整理番号 28 号を篠原委員お願いします。

11 番（篠原委員）整理番号 28 号について報告いたします。

10 月 13 日に譲受人〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は〇〇集落の甘しょの専業農業者です。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地周辺は、北側は市道、南側は農道、東側は耕運された畑、西側は耕作放棄地です。

現在、耕作放棄地ですが、今後は甘しょを植えるとのこととす。

取得後は、周囲と一体となって営農を行う計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 3 号、農地法第 3 条許可申請の、整理番号 21 号から 28 号については、事務局の説明及び地区担当委員の報告のとおり、許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 59 号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第 5 号、農地法第 5 条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第 5 条の許可申請は 1 件で、所有権の移転に関する申請が 1 件です。

整理番号 29 号

整理番号 29 号の申請地は〇〇町〇〇番，畑，609 m<sup>2</sup>です。

譲受人は〇〇〇〇さん，船員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は，「現在，両親宅に同居しており，申請地に自宅を建てる必要があるため。」とのことです。

申請地は 30 ページに掲載してあります。

〇〇〇〇から南東側約 120m に位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で，第一種中高層住居専用地域の用途指定がされており第 3 種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 609 m<sup>2</sup>ですが，南側は 3m ほど低くなっており，建築基準法より境界から 6m 控えて建築しなければならないことから，その部分は一般住宅として利用できないため，有効面積は 493 m<sup>2</sup>であり，500 m<sup>2</sup>以下となり，問題ないものと思われま

す。

一般住宅転用にあたり，造成は，現状のままで，整地のみです。

東側農地境界には，ブロック積みを施し，周辺へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

建物は高さ 5.9m の平屋であり，農地境界より 4.2m 程度控えて建築します。

雨水については，溜桝及び北側・側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水も北側市道に埋設されている下水道管へ排水する計画です。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 続きまして，調査員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号 29 号を楠委員お願いします。

7 番（楠委員）整理番号 29 号について報告いたします。

さる，10 月 17 日，天達農業委員，桑原推進委員，事務局の前原さんと現地確認を行いました。

立会人は，申請者代理の〇〇〇〇さんです。

29 号の申請地は説明にありましたとおり，〇〇町に位置する農地です。

転用目的は一般住宅です。

申請地の北側は道，東側は畑となっており，西側は〇〇〇〇であります。

南側は 3m 低くなっており，その下は宅地となっております。

南側の境界には擁壁，その外周にはブロックがすでに存在しておりますが，農地境界にはブロックを積み増しし，周辺へ土砂雨水が流出するのを防止するとの

ことです。

建物は農地境界より控えて建てるので、日照通風等支障を及ぼす恐れのないものと思われま。

雨水については、溜枡および北側の側溝へ放流する計画であるそうです。

生活排水も北側市道に埋設されている下水道管へ排出するとのことでありました。

適切な防除計画および事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま。

以上報告を終わります。

議長 只今の整理番号 29 号についての説明・報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

6 番（水野委員）農地を住宅に転用するには 500 m<sup>2</sup>以内と聞きましたが、609 m<sup>2</sup>なのはなぜか教えてください。

事務局 只今のご指摘の件でございます。

転用の目的別要件というのに一般住宅は敷地面積がおおむね 500 m<sup>2</sup>、農家住宅は 1,000 m<sup>2</sup>以内となっております。

したがいまして、本申請の有効面積は先ほど説明しましたとおり 493 m<sup>2</sup>であります。

したがいまして、1 筆の面積が 609 m<sup>2</sup>であっても敷地面積が 500 m<sup>2</sup>以下とみなすことができるため、要件を満たすと考えております。

また、有効面積の算出につきましては、南側に高さ 3m の崖地がありますけども、建築基準法により、高さの 2 倍の 6m をこの崖地境界から敷地として利用できないと定めておりますので、その部分 1,116 m<sup>2</sup>を差し引いたものでございます。以上です。

議長 よろしいですか。

事務局 補足します。今の説明でわかったかわかりませんが、たとえばこういう土地がありまして、上に建物を建てる場合、その高さの家を建てる場合は、その高さの 2 倍の高さでなければ家を建てられないというのがありまして、面積が実際は上の土地はここまでですので、この部分は家を建てられないというのがあります。

この部分を引いて有効面積を出すということです。

もう 1 つ、逆に下に家を立てる場合ですね、それも同じです。

ここが H がありまして、今度はここから肩から 2 倍の H ことから下しか家を建てられないということになって、この部分は有効面積でなくなる。この部分は家を建てられないから有効面積ではないと、この H というのが 2m 以上です。2m 以上なければなりません。ということで今の 600 いくらあったのが 493 になったということで、申請できるということになります。

わかりましたでしょうか。

もう1つ、ここのですね、この擁壁がですね、住宅を作っているという許可が  
できる領域がある、条件でいいますと逆にここにも家を建てられます。

土地を有効に使う場合この擁壁を丈夫にするとここでも建てられるというこ  
とになります。建築法で。

以上です。

議長 よろしいですか。

その頑丈な擁壁というのはどこが認可するんですか。

事務局 それは土木事務所が。

簡単に言うとL型擁壁今こういうの売ってますよね、道路用というのと住宅用  
というのと、そこで住宅用を使えば一発でOK。

逆にブロック積みでは許可は出ません。

擁壁ですね、コンクリートのかたまりの形のは出るときあります。

これはちゃんと土木事務所でチェックを受けなければ取り引きができません。

議長 よろしいでしょうか。

そのほか29号について質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第5号、農地法第5条許可申請の、整理番号29号については、事務局の  
説明及び調査員の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第60号については、申請のとおり承認することに決定いたしま  
した。

次に日程第6号、農用地利用集積計画の調整についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第6号議案第61号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

議案書は31ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号84号から88-4号の利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外4名、利  
用権設定をするもの〇〇〇〇さん外8名で、設定面積は、畑が4筆の6,264㎡、  
樹園地が32筆の30,634㎡です。

尚、88-1号から88-4号については農地中間管理事業により地域振興公社と  
利用権設定を行うものです。

次に所有権移転です。議案書は32ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号9号、譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さん、  
農地売買等事業による所有権移転で移転面積は2筆で、1,700㎡です。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 6 号、農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号 84 号から 88 号の 4 及び所有権移転の整理番号 9 号については、原案のとおり、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 61 号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第 61 号の決定いたしました案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨、11 月 20 日を目途に要請してまいります。

次に日程第 7 号、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断についてを、議題といたします。

それではまず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 7 号、議案第 62 号、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について説明いたします。

議案書は 33 ページからになります。

調査は市内全域、利用状況調査で B 判定(赤)と判断されたものを対象として行いました。

調査の方法は、農業委員会職員で事前確認を行い、判断が困難なところを、平成 29 年 9 月 27 日に沖園会長と事務局の岩廣・永江で現地調査を行いました。

その結果、非農地と判断しました土地について、33 ページから 76 ページに記載してあります。

台帳番号はこれまで非農地判断をした際に作成した非農地通知一覧表(台帳)の通し番号を記載してあります。

地番・登記地目・面積・登記名義人・管理者・現況地目等は記載のとおりです。全体で 779 筆、475,075 m<sup>2</sup>が「非農地」と判断しても致し方ないと考えます。以上です。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 7 号、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断についての台帳番号 1838 号から 2616 号については、事務局の説明のと

おり、承認することに御異議ありませんか。

9 番（中原委員）この場合は関係ないかもわからないんですけど、前非農地にしたところの土地が雑種地に変更されて太陽光になってるんですが、そういうのもあって、使い道によってはそういう太陽光とかそういうのもおきると思うんですが、どういうふうに考えているのか。

事務局 結局 B 判定されたところはもう国の方針で非農地にしなさいという指示がありますので、その有効利用ということで、非農地したところを太陽光になるのはしょうがないと考えております。

9 番（中原委員）今後ともそういうのが出てきても致し方ないという考えですね。

事務局 そのような考えです。

それによりまして農地のほうが脅かされるということがあればまた考えなければいけませんけど、結局誰も作ることがないということで非農地にするのがしょうがないということで進めているところであります。

9 番（中原委員）はいわかりました。

議長 他にございませんか。

4 番（眞茅委員）今の件の太陽光なんですけども、申請するのは市のほうが許可するわけですよ、設計とか電気のそれは一応市が認可するわけじゃないんですか。

事務局 農地に作る場合は農業委員会に申請が出ますけど、それ以外は許可は相談はありますけど許可という形ではありません。

4 番（眞茅委員）企画調整課への申請分で、日東地区で太陽光発電があるのですが、そこがちょっと腑に落ちない点があるんですよ。雨水は溜枘を掘ってあるんですけども、その中に水がたまらない構造になってるんですよ。こないだ市役所の農政課の方に報告いたしまして調べてくれないか、おかしいんじゃないかと言うんだけど、これは許可どおり作ってるからどうしようもありませんと言われてたんですよ。

事務局 あそこは林地開発といいまして大きな開発、面積広いですので、それで一応各課を回って全部条件を出して設計を出してもらって一応許可になったと思います。

農業委員会としましては、あれは前の 23 年ぐらいかな、私が来る前ですけど、岩盤が出て耕作が出来ないということで非農地という形でまず非農地判断したんです。

そのあとに農政課の方が農振地域をはずすということで、初めて許可になって、その後に企画のほうでそういう開発のための条件を各課に全部回して、一応設計させてそれで最終的に許可になったと思っております。

そういうのがあって、疑問点を農政課の方に聞かれたと思うんですけど、こっちのほうでも調べてみましょう。

そこまで聞いておりませんので、多分建設課なんかにもその下流の排水の面積とかちゃんと水を溜めるのがちゃんと水がのるかどうかのチェックはしてると

思うんですけど、それは分かりました。

4 番（眞茅委員） その件なんですけど、一応 3m, 4m くらいかな、穴を掘ってですね、土を溜めるために 1m50 くらいの角々でしきってあるんですよ。それをオーバーした分だけが下水に流れると、だけどそのしきりの途中で 50cm くらいのところに穴が開いてるんですよ、垂れ流し状態、一回雨が降れば土が全部そこに溜まってあとから次から全部垂れ流し状態という感じなんですよ。

それで私はまあ農政課の方にどういう設計になってるのか見てくれんかってお願いしたいです。

事務局 わかりました。きいてみます。

土木のほうも聞いて、構造的どうなってるかですね、私もちょっとその部分を見ておりませんので。

わかりました。

14 番（桑原委員） 今この非農地になったやつは太陽光発電をする場合は農業委員会にして 4 条 5 条申請のあれが必要なんですか。

もう全然関係ないんですか。

事務局 もう農業委員会通さなくてできます。

議長 皆様方に議事進行についておはかりいたします。

さきほど質疑・意見はありませんかということを一回しめたんですけど、そしてこの整理番号について御異議なしと承認することに御異議ありませんかというところで質疑が出ております。

ちょっと変則的な会の運営をさしていただきましたが、非常にこうして活発にご意見が出るのは好ましいことだと思っておりますが、ただその順序が少しわきまえていただきたいなど、よろしく願い申し上げます。

それでは改めまして、質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 7 号、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断についての台帳番号 1838 号から 2616 号については、事務局の説明のとおり、承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 62 号については、承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 40 分閉会